



FRANCEBED HOLDINGS

## 第21期 定時株主総会

# 招集ご通知

**開催日時** 2024年6月25日（火曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

**開催場所** 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号  
新宿エルタワー30階 サンスカイルーム

**議案**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役  
5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役  
3名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役及び  
監査等委員である取締役  
を除く）に対する譲渡  
制限付株式報酬制度の  
改定の件

## 目次

第21期定時株主総会招集ご通知 .....	1
株主総会参考書類 .....	5
事業報告 .....	26
連結計算書類 .....	45
計算書類 .....	47
監査報告 .....	49

株 主 各 位

証券コード 7840

2024年6月6日

東京都新宿区西新宿六丁目22番1号  
フランスベッドホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 池 田 茂

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記（次頁）により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://francebed-hd.co.jp/ir/shareholder/meeting/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、表示された項目より「第21期定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「フランスベッドホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「7840」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、電磁的方法（インターネット等）又は書面によって議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後5時45分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://francebed-hd.co.jp/>）にてお知らせいたします。

敬 具

## 記

1. 日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場所 東京都新宿区西新宿一丁目6番1号  
新宿エルタワー30階 サンスカイルーム  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
1. 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

以上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・会社法改正により、電子提供措置事項について前頁記載の各ウェブサイトにはアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
  - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」
  - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」
- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
  - ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記（前頁）のインターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## インターネット等で議決権を行使される場合

---



次頁の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月24日(月曜日) 午後5時45分入力完了分まで

## 書面(郵送)で議決権を行使される場合

---



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。なお、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

**行使期限** 2024年6月24日(月曜日) 午後5時45分到着分まで

## 株主総会にご出席される場合

---



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2024年6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始: 午前9時)

※ インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

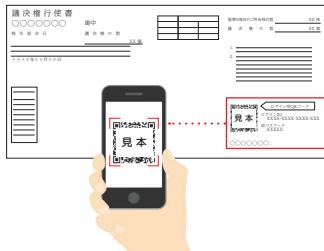
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主価値を最大化していくために、株主への利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。この基本方針並びに業績、経営環境及び財務体質の強化の必要性などを総合的に勘案したうえ、当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し前期比増収増益を達成できたことから、前期末配当より2円増配することとし、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、759,828,586円となります。

なお、2023年12月5日に1株につき17円の間配当金をお支払いいたしておりますので、1株当たりの年間配当金は39円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月26日といたしたいと存じます。

## 1. 提案の理由

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）の施行に伴い、上場会社においては、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー総会）の開催が可能となりました。

当社は、居住地にかかわらず多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図り、また、各種の感染症や大規模自然災害発生時等のリスクを低減するため、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第11条第2項を追加することをご提案するものであります。

当社は、新たな感染症の拡大や大規模自然災害の発生等により緊急事態が発生し、株主総会を実開催方式で開催することが困難な場合に限り、取締役会において慎重に検討・判断した上実施することといたします。

なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

**第3号議案****監査等委員でない取締役5名選任の件**

監査等委員でない取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘事項はございませんでした。監査等委員でない取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位	在任年数
1	いけだ しげる 池田 茂 <b>再任</b>	代表取締役会長兼社長	20年
2	いけだ かずみ 池田 一実 <b>再任</b>	代表取締役副社長	6年
3	くわた たつひろ 桑田 龍弘 <b>再任</b>	取締役	3年
4	よしの よしろう 吉野 与四郎 <b>再任</b>	取締役	3年
5	おさだ あきひこ 長田 明彦 <b>再任</b>	取締役	3年

**再任** 再任取締役候補者

候補者  
番号

1

い け だ し げ る  
**池田 茂**

満74歳（1949年7月19日生）

再任



所有する当社の株式数

5,527,290株

取締役会出席状況

17/17回（100%）

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1973年4月 フランスベッド株式会社入社  
1991年6月 フランスベッド株式会社代表取締役副社長  
1999年6月 フランスベッド株式会社代表取締役社長兼営業本部長  
フランスベッドメディカルサービス株式会社（現 フランスベッド株式会社）取締役会長  
2001年4月 フランスベッド株式会社代表取締役社長（現任）  
2004年3月 当社代表取締役社長（監査グループ担当）  
2011年11月 公益財団法人フランスベッド・メディカルホームケア研究・助成財団（現 公益財団法人フ  
ランスベッド・ホームケア財団）代表理事理事長（現任）  
2012年6月 江蘇芙蘭舒床有限公司董事長（現任）  
2016年1月 当社代表取締役社長（監査グループ担当兼秘書グループ担当）  
2019年6月 当社代表取締役会長兼社長（監査グループ担当兼秘書グループ担当）（現任）

#### ●重要な兼職の状況

フランスベッド株式会社代表取締役社長  
公益財団法人フランスベッド・ホームケア財団代表理事理事長  
江蘇芙蘭舒床有限公司董事長

取締役候補者と  
した理由

上記経歴を有し、当社及び主要な事業会社であるフランスベッド株式会社の代表取締役として企業経営に精通し、取締役として当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが引き続き期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

2

いけだ かずみ  
**池田 一実**

満46歳（1977年10月5日生）

再任



所有する当社の株式数

564,300株

取締役会出席状況

16/17回（94%）

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 2005年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）入社  
2008年7月 フランスベッド株式会社入社 営業本部付担当課長  
2011年6月 フランスベッド販売株式会社代表取締役社長  
株式会社エフビー友の会代表取締役  
東京ベッド株式会社代表取締役社長  
フランスベッド株式会社取締役統括事業本部営業企画本部副本長  
2017年6月 フランスベッド株式会社常務取締役統括事業本部営業企画本部長  
フランスベッド販売株式会社取締役  
2018年6月 フランスベッド株式会社取締役常務執行役員統括事業本部営業企画本部長  
当社取締役（経営企画グループ担当）  
2018年9月 江蘇芙蘭舒床有限公司董事（現任）  
2018年10月 フランスベッド株式会社取締役常務執行役員経営企画部長兼法人事業本部海外担当  
2019年4月 フランスベッド株式会社取締役常務執行役員経営企画本部長  
2019年6月 フランスベッド株式会社代表取締役副社長執行役員経営企画本部長  
当社代表取締役専務（経営企画グループ担当）  
東京ベッド株式会社取締役（現任）  
2020年10月 カシダ株式会社取締役会長  
2021年6月 当社代表取締役副社長（経営企画グループ担当）（現任）  
2022年4月 フランスベッド株式会社代表取締役副社長執行役員（現任）

#### ●重要な兼職の状況

フランスベッド株式会社代表取締役副社長執行役員  
東京ベッド株式会社取締役  
江蘇芙蘭舒床有限公司董事

取締役候補者と  
した理由

上記経歴を有し、当社においては経営企画グループ担当取締役として、また、主要な事業会社であるフランスベッド株式会社では代表取締役副社長執行役員として営業政策・管理に精通し、さらに新規事業開発における知識と能力を有していることや、子会社の社長を歴任し企業経営の経験を有しています。これらの経験から、取締役として当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが引き続き期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

3

くわ た たつひろ  
**桑田 龍弘**

満66歳（1957年9月13日生）

再任



所有する当社の株式数

29,900株

取締役会出席状況

17/17回（100%）

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1980年4月 フランスベッド株式会社入社  
2009年4月 フランスベッド株式会社インテリア健康事業本部名古屋支社長  
2010年4月 フランスベッド株式会社インテリア健康事業本部名阪事業部副事業部長  
2011年4月 フランスベッド株式会社統括事業本部中日本事業部中部営業部長  
2012年4月 フランスベッド株式会社統括事業本部北日本事業部長  
2014年4月 フランスベッド株式会社執行役員統括事業本部北日本事業部長  
2017年4月 フランスベッド株式会社執行役員統括事業本部中日本事業部長  
2018年6月 フランスベッド株式会社上席執行役員統括事業本部中日本事業部長  
2018年10月 フランスベッド株式会社上席執行役員インテリア事業本部インテリア西日本事業部長  
2019年6月 フランスベッド株式会社取締役常務執行役員インテリア事業本部長兼インテリア東日本事業部長  
2019年10月 フランスベッド株式会社取締役常務執行役員インテリア事業本部長  
2021年6月 当社取締役（経営企画グループ担当）（現任）  
フランスベッド株式会社取締役専務執行役員インテリア事業本部長（現任）  
2023年10月 東京ベッド株式会社取締役（現任）

#### ●重要な兼職の状況

フランスベッド株式会社取締役専務執行役員  
東京ベッド株式会社取締役

取締役候補者と  
した理由

上記経歴を有し、当社においては経営企画グループ担当取締役として、また、主要な事業会社であるフランスベッド株式会社では取締役専務執行役員としてインテリア健康事業に精通し、特定専門分野における深い知識と能力を有しています。これらの経験から、取締役として当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが引き続き期待できるため、取締役候補者としたしました。

候補者  
番号

4

よしの よしろう  
吉野 与四郎

満64歳（1960年1月2日生）

再任



所有する当社の株式数

21,600株

取締役会出席状況

17/17回（100%）

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1989年3月 フランスベッドメディカルサービス株式会社（現 フランスベッド株式会社）入社  
2009年4月 フランスベッド株式会社メディカルサービス事業本部レンタル営業本部中部営業部長  
2010年4月 フランスベッド株式会社メディカルサービス事業本部西日本営業部長  
2011年4月 フランスベッド株式会社統括事業本部西日本事業部副事業部長兼九州支社長  
2013年4月 フランスベッド株式会社統括事業本部西日本事業部長  
2014年4月 フランスベッド株式会社執行役員統括事業本部西日本事業部長  
2018年6月 フランスベッド株式会社上席執行役員統括事業本部西日本事業部長  
2018年10月 フランスベッド株式会社上席執行役員メディカル事業本部副本部長兼メディカル営業推進部長  
2019年3月 フランスベッド株式会社上席執行役員メディカル事業本部副本部長兼メディカル営業推進部長兼メディカル東日本事業部長  
2019年6月 フランスベッド株式会社取締役常務執行役員メディカル事業本部長兼メディカル営業推進部長兼メディカル東日本事業部長  
2019年9月 江蘇芙蘭舒床有限公司董事  
2019年10月 フランスベッド株式会社取締役常務執行役員メディカル事業本部長兼メディカル東日本事業部長  
2020年11月 フランスベッド株式会社取締役常務執行役員メディカル事業本部長（現任）  
2021年6月 当社取締役（経営企画グループ担当）（現任）

#### ●重要な兼職の状況

フランスベッド株式会社取締役常務執行役員

取締役候補者と  
した理由

上記経歴を有し、当社においては経営企画グループ担当取締役として、また、主要な事業会社であるフランスベッド株式会社では取締役常務執行役員としてメディカルサービス事業に精通し、特定専門分野における深い知識と能力を有しています。これらの経験から、取締役として当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことができ引き続き期待できるため、取締役候補者といたしました。

候補者  
番号

5

おさだ あきひこ  
**長田 明彦**

満58歳（1966年6月5日生）

再任



所有する当社の株式数

13,500株

取締役会出席状況

17/17回（100%）

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1989年4月 フランスベッド株式会社入社
- 2012年6月 株式会社翼取締役
- 2013年4月 フランスベッド株式会社管理本部管理部長
- 2015年4月 当社経理グループ主計室長
- 2018年4月 フランスベッド株式会社執行役員管理本部管理部長
- 2020年10月 カシダス株式会社監査役（現任）
- 2021年4月 フランスベッド株式会社執行役員管理本部副本部長兼管理部長
- 2021年6月 当社取締役（経理グループ担当）  
フランスベッド株式会社取締役執行役員管理本部長兼管理部長  
江蘇芙蘭舒床有限公司監事（現任）
- 2021年7月 当社取締役（経理/総務グループ担当）兼管理部長
- 2023年8月 当社取締役（経理/総務グループ担当）（現任）  
フランスベッド株式会社取締役執行役員管理本部長（現任）

#### ●重要な兼職の状況

- フランスベッド株式会社取締役執行役員
- カシダス株式会社監査役
- 江蘇芙蘭舒床有限公司監事

取締役候補者と  
した理由

上記経歴を有し、当社においては経理/総務グループ担当取締役として、また、主要な事業会社であるフランスベッド株式会社では取締役執行役員管理本部長として経理・財務及び総務に精通し、純粋持株会社経営に必要な広範な知識を有しています。これらの経験から、取締役として当社グループの重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが引き続き期待できるため、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担いたしており、被保険者による保険料負担はありません。当該保険契約の内容は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。各候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役木村昭仁氏、中村秀一氏及び渡邊敏氏の3名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	現在の当社における地位	在任年数
1	きむら あきひと 木村 昭仁	再任 取締役(常勤監査等委員)	12年
2	なかむら しゅういち 中村 秀一	再任 社外 独立 社外取締役(監査等委員)	10年
3	わたなべ さとし 渡邊 敏	再任 社外 独立 社外取締役(監査等委員)	5年

再任

再任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1

きむら あきひと  
木村 昭仁

満62歳（1961年7月20日生）

再任



所有する当社の株式数

3,500株

取締役会出席状況

17/17回（100%）

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1985年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社SBI新生銀行） 入行  
2004年11月 フランスベッドメディカルサービス株式会社（現 フランスベッド株式会社） 総務部副部長  
2005年5月 フランスベッドメディカルサービス株式会社営業本部営業推進部長  
2009年4月 フランスベッド株式会社執行役員メディカルサービス事業本部レンタル営業本部営業推進部長  
2009年12月 株式会社翼監査役（現任）  
2010年4月 フランスベッド株式会社執行役員メディカルサービス事業本部業務企画部長  
2011年4月 フランスベッド株式会社執行役員統括事業本部営業企画本部業務管理部長  
2012年4月 フランスベッド株式会社執行役員統括事業本部営業企画本部付  
2012年6月 フランスベッド株式会社監査役（現任）  
当社常勤監査役  
2013年4月 フランスベッドメディカルサービス株式会社監査役（現任）  
2016年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

#### ●重要な兼職の状況

- フランスベッド株式会社監査役  
株式会社翼監査役  
フランスベッドメディカルサービス株式会社監査役

監査等委員である  
取締役候補者とした  
理由

長年にわたり金融機関に勤務され、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また事業会社での営業部門並びに企画部門における豊富な経験と実績に加え、当社の常勤監査等委員としての経験と知見を有していることから、監査等委員会の職務についても引き続き適切に遂行していただけるものと考え、監査等委員である取締役候補者となりました。

候補者  
番号

2

なかむら しゅういち  
**中村 秀一**

満75歳（1948年8月22日生）

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回（100%）

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1973年4月 厚生省（現 厚生労働省）入省
- 1990年4月 厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉課長
- 1992年7月 厚生省年金局年金課長
- 1996年7月 厚生省保険局企画課長
- 1998年7月 厚生省大臣官房政策課長
- 2001年1月 厚生労働省大臣官房審議官（医療保険・医政担当）
- 2002年7月 厚生労働省老健局長
- 2005年8月 厚生労働省社会・援護局長
- 2008年9月 社会保険診療報酬支払基金理事長
- 2010年10月 内閣官房社会保障改革担当室長
- 2012年1月 一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長（現任）
- 2012年4月 学校法人国際医療福祉大学国際医療福祉大学大学院教授（2024年4月から客員教授）
- 2014年6月 当社社外取締役
- 2016年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2019年6月 株式会社メディカルシステムネットワーク取締役（現任）

#### ●重要な兼職の状況

一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長  
学校法人国際医療福祉大学国際医療福祉大学大学院客員教授  
株式会社メディカルシステムネットワーク取締役

監査等委員である  
取締役（社外）  
候補者とした理由  
及び期待される  
役割の概要

長年にわたり医療、介護・福祉等に関する厚生労働行政に従事され、豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き当該知見を活かして特にメディカルサービス事業について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員選任及び報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者  
番号

3

わたなべ さとし  
**渡邊 敏**

満74歳（1949年8月19日生）

再任

社外

独立



所有する当社の株式数

0株

取締役会出席状況

17/17回（100%）

### 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

- 1984年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
弁理士登録  
小川法律特許事務所弁護士
- 1987年4月 渡辺特許法律事務所弁護士  
東京簡易裁判所司法委員（現任）
- 1997年1月 渡辺特許法律事務所所長（現任）
- 2000年4月 日本知的財産仲裁センター委員会委員（現任）
- 2001年4月 第二東京弁護士会副会長
- 2002年4月 日弁連知的財産委員会委員（現任）
- 2007年4月 工業所有権審議会臨時委員
- 2008年4月 総務省年金確認東京第三者委員会委員
- 2010年4月 防衛庁（現 防衛省）北関東防衛施設地方審議会審議委員
- 2010年6月 第二東京弁護士会綱紀委員会委員長
- 2013年6月 原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員（現任）
- 2016年6月 当社補欠社外取締役（監査等委員）
- 2018年4月 防衛省北関東防衛施設地方審議会会長
- 2018年9月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
- 2019年3月 学校法人多摩美術大学理事（現任）

#### ●重要な兼職の状況

渡辺特許法律事務所所長  
学校法人多摩美術大学理事

監査等委員である  
取締役（社外）  
候補者とした理由  
及び期待される  
役割の概要

長年にわたり弁護士として活動され、専門知識や豊富な経験等を有しており、引き続き当該知見を活かして当社のコンプライアンス体制の強化とともに取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待し、監査等委員である取締役候補者といいたしました。同氏は過去に直接経営に関与した経験はありませんが、上記理由により社外取締役（監査等委員）としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員選任及び報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 中村秀一氏及び渡邊敏氏の両氏は社外取締役候補者であり、独立役員として指定し東京証券取引所に届け出ており、両氏が再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
  3. 木村昭仁氏は、現在、当社の取締役（常勤監査等委員）であります。同氏の在任期間は、監査等委員会設置会社移行前に常勤監査役であった期間と合わせて、本定時株主総会の終結の時をもって12年となります。
  4. 中村秀一氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であります。同氏の在任期間は、監査等委員会設置会社移行前に社外取締役であった期間と合わせて、本定時株主総会の終結の時をもって10年となります。
  5. 渡邊敏氏は、現在、当社の社外取締役（監査等委員）であります。同氏の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって5年となります。
  6. 当社は、当社定款の定めに基づき、中村秀一氏及び渡邊敏氏の両氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約（責任限定契約）を締結しております。当社は、両氏の選任が承認された場合、両氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
  7. 当社は、取締役を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は全額当社が負担いたしており、被保険者による保険料負担はありません。当該保険契約の内容は、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。各候補者の選任が承認され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集ご通知記載の各候補者を原案どおりご選任いただいた場合、今回非改選の監査等委員である取締役を含めて、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

氏名	性別	当社における地位（予定）	企業経営	技術・研究開発	営業・マーケティング	財務会計	法務・コンプライアンス	学識経験者（専門分野）	人事・労務人材開発
池田 茂	男性	代表取締役会長兼社長	●	●	●				
池田 一実	男性	代表取締役副社長	●	●	●				●
桑田 龍弘	男性	取締役	●		●				●
吉野 与四郎	男性	取締役	●		●				●
長田 明彦	男性	取締役	●			●	●		
木村 昭仁	男性	取締役 (常勤監査等委員)	●			●	●		
中村 秀一	男性	社外取締役 (監査等委員)	●					●	
渡邊 敏	男性	社外取締役 (監査等委員)					●		
山下 視希夫	男性	社外取締役 (監査等委員)	●		●				
大塚 則子	女性	社外取締役 (監査等委員)				●	●		

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、該当するすべての知見を表すものではありません。

## 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く） に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定の件

### 1. 提案の理由

当社は、2017年6月23日開催の第14期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入し、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額100,000千円以内、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分される当社の普通株式の総数を年120,000株以内と承認いただいております。

今般、当社は、対象取締役が退任時又は退職時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲を一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現することを目的として、本制度の内容を以下のとおり改定させていただきたいと存じます。

### 2. 変更の内容

具体的には、譲渡制限付株式の割当てに際して対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約の内容のうち、譲渡制限期間について、「割当てを受けた日より3年間から6年間の間で当社の取締役会が予め定める期間」から「割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間」に変更いたします。また、譲渡制限の解除に係る対象取締役の在任の条件（以下「在任条件」という。）について、「当社の取締役の地位」から「当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位」に変更いたします。そのほか、かかる譲渡制限期間及び在任条件の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任時又は退職時の取扱いについても、必要な変更をいたします。

併せて、以上の点について原案どおりご承認いただいた場合には、改定前の本制度に基づき対象取締役に對して既に付与済みの譲渡制限付株式（2024年6月25日時点において、譲渡制限が解除されていない株式に限ります。）の譲渡制限期間及び在任条件についても、対象取締役の同意を得ることを条件に、同様に変更をいたします。

改定前の本制度は、当社株価に基づき実質の報酬額が変動する株式報酬制度の一種であり、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件とする「長期業績連動株式報酬」と、当該条件に加えて当社の中長期的な企業価値向上に向けた業績目標の達成を条件とする「中期業績連動株式報酬」により構成されておりました。

本議案が承認可決されますと、当社株価に基づき実質の報酬額が変動する株式報酬制度の一種である本制度は、一定期間継続して当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を務めることを条件とする「在任条件型譲渡制限付株式報酬」と当該条件に加えて当社の取締役会が予め定めた業績目標の達成を条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬」により構成されることとなります。

なお、本議案に基づく変更は、上記記載の譲渡制限期間及び在任条件の変更並びにそれに伴う所要の変更のみであり、譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数等について変更はございません。

また、本議案における対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

現在の対象取締役は5名ですが、第3号議案「監査等委員でない取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名となります。

### 3. 変更後の譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)の概要

#### (1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めるいずれの地位をも退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。ただし、当該退任又は退職した直後の時点が、本割当株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。

#### (2)退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由があるときを除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (3)譲渡制限の解除

##### ①在任条件型譲渡制限付株式報酬

上記(1)にかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## ②業績条件型譲渡制限付株式報酬

上記(1)にかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、連結自己資本利益率（連結ROE）その他の当社の取締役会が予め設定した業績目標達成度に応じた数の株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社の子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定めるいずれの地位をも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

なお、当社の取締役会が予め定める取締役会が予め設定した業績目標達成度が確定した時点において、当社は、譲渡制限解除が行われないことが確定した本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限解除が行われないことが確定した時点をもって当然に無償で取得する。

### (4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5)その他の事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

## 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

### I. 基本方針

当社の監査等委員でない取締役（以下「業務執行取締役」という。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、役位だけでなく、職務内容に応じて、会社業績に対する個々の貢献度が反映される、業績への連動性が高い報酬制度とするとともに、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、取締役が当社の中長期的な企業価値向上に向けてその実力を最大限に発揮しうるような適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役（社外取締役を除く）の報酬は、①固定報酬としての基本報酬（月例報酬）と、②変動報酬である業績連動金銭報酬及び③株式報酬により支払うこととする。なお、当社の業務執行から独立した立場にある社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、固定報酬である基本報酬（月例報酬）のみとする。

### II. 報酬の種類ごとに定める事項（額またはその算定方法の決定方針）

#### 1. 基本報酬（金銭報酬）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、その額は役位、職務内容、在位年数等に応じて、他社水準、従業員の報酬水準、さらには当社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

#### 2. 業績連動金銭報酬

業績連動金銭報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めること、ならびに会社業績に対する個々の業務執行取締役の貢献度が適正に反映されるよう、業績への連動性が高い、業績指標（KPI）を反映した金銭報酬とし、その額は各事業年度の連結売上高、連結経常利益及び個々の業務執行取締役の担当職務の目標値に対する達成度合い等に応じて算定された額とする。

#### 3. 株式報酬（非金銭報酬）

株式報酬（非金銭報酬）は、業務執行取締役が株主との利益を共有化し、中・長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを高めていくために、予め定められた期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないという条件（以下「譲渡制限」という。）がついた当社株式（新株または自己株式）とし、当該株式報酬は、一定期間継続して当社の業務執行取締役等を務めること等を条件とする「在任条件型譲渡制限付株式報酬」と、当該条件に加えて当社の中期的な企業価値向上に向けて当社の取締役会が予め定めた業績目標達成等を条件とする「業績条件型譲渡制限付株式報酬」の2種類とする。

譲渡制限付株式を付与するため、会社は付与対象業務執行取締役に対して、在任条件型譲渡制限付株式報酬については、原則として取締役就任（再任を含む）後、任期満了を迎えるまでの1年間分の、また、業績条件型譲渡制限付株式報酬については、原則として取締役就任（再任を含む）後、会社が作成する中期経営計画の期間が終了するまでの年数分の、取締役会が予め定める各取締役の役位等に応じた職務執行の対価に相当する

金銭報酬債権を一括支給し、取締役はその全てを現物出資財産として払い込む。

この場合の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会で決定され、これにより個々に付与される株式の数も決定する。

### Ⅲ. 報酬全体について定める事項

#### 1. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

報酬等の種類ごとの割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位な役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、割合の目安は、基本報酬（月例報酬）：業績連動金銭報酬：株式報酬（付与された在任条件型、業績条件型の2種類の譲渡制限付株式報酬の費用償却額の合計）＝60：35：5とする。（KPIを100%達成の場合）

#### 2. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

##### (1) 基本報酬

本報酬は、月例の固定給とする。

##### (2) 業績連動金銭報酬

業績連動金銭報酬は、事業年度終了後4カ月以内に年1回支給する。

##### (3) 株式報酬（非金銭報酬）

株式報酬（非金銭報酬）としての譲渡制限付株式報酬は、原則として、当社の業務執行取締役に新たに選任された者、または再任された者を対象に、定時株主総会終了後1カ月以内に開催される取締役会での決定から1か月以内に付与するものとし、以下の契約に基づく譲渡制限期間の満了時の譲渡制限の解除をもって支給するものとする。

株式報酬を付与するにあたっては、会社と付与対象となる業務執行取締役との間で、①原則として当社又は当社の子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位に在任中の期間を譲渡制限期間とし、②譲渡制限期間中、付与される株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、③譲渡制限期間中、一定の事由が生じた場合には会社が当該株式の全て、又は一部を無償で取得すること、④在任条件型譲渡制限付株式報酬については、一定期間継続して当社又は当社の子会社の役職員のうち当社の取締役会が予め定める地位を務めることを条件とすること、⑤業績条件型譲渡制限付株式報酬については、④の条件に加えて、連結自己資本利益率（連結ROE）その他当社の取締役会が予め中期経営計画等で設定した業績目標の達成度に応じて譲渡制限が解除される株式数が決定されること、⑥譲渡制限期間が終了し、一定の条件に従って付与された株式の全部又は一部の譲渡制限が解除されること等をその内容に含む契約を締結することを条件とする。

### Ⅳ. 個人別の報酬等の内容についての決定方法

当社の業務執行取締役及び監査等委員でない社外取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づ

き代表取締役社長にその具体的内容について委任できるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各業務執行取締役及び監査等委員でない社外取締役の基本報酬の額及び業務執行取締役の業績連動金銭報酬の評価配分を行うこととする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名報酬委員会に原案を諮問し、助言・提言を受けるものとし、委任を受けた代表取締役社長は、指名報酬委員会の取締役会への助言・提言の内容を尊重し決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、株主総会で基本報酬や業績連動金銭報酬等の金銭報酬とは別に決議した報酬等の総額の範囲内において、指名報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会で業務執行取締役個人別の割当株式数を決定する。

#### V. 指名報酬委員会に関する事項

当社は、譲渡制限付株式報酬制度を導入する当社及び当社グループ会社の監査等委員でない取締役の報酬に係る報酬決定プロセスの明確化、報酬決定の透明性・公平性の確保を目的として、指名報酬委員会を設置した。

指名報酬委員会は、取締役会で選任された代表取締役を含む3名以上の委員により構成され、その過半数は独立社外取締役でなければならない。指名報酬委員会の委員長は、委員会の決議によって選定する。

指名報酬委員会は、譲渡制限付株式報酬制度を導入する当社及び当社グループ会社の監査等委員でない取締役の報酬等に係る当社及び当社グループ会社の取締役会の諮問に応じて、①監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（業績連動金銭報酬についての評価指標となる業績等の指標の選定及び株式報酬の付与基準等を含む）、②監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容等の事項について審議し、取締役会に対して助言・提言を行う。

以 上

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 企業集団の概要

当社を持株会社とするフランスベッドホールディングスグループは、「創造と革新により『豊かさやさしさ』のある暮らしの実現に貢献するヒューマンカンパニーを目指します」を経営理念に掲げ、メディカルサービス事業とインテリア健康事業を中核とするグループ運営を行い、グループ総体としての経営資源の最適配分などを通じて、グループ全体の総合力を強化することにより企業価値の向上に努めております。

#### ② 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（以下「当期」といいます。）におけるわが国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、個人消費や設備投資、インバウンド需要が回復に向かう一方、長期化するウクライナ情勢をはじめとした地政学リスクの増加や為替市場での円安の進行による原材料価格の高騰など、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループでは、2021年5月に公表した3カ年中期経営計画の最終年度として、グループで保有する経営資源をシルバービジネスに集中することで、新しい商品やサービスを通じて、介護人材の不足や老老介護の増加などの社会全体で抱える課題の解決を図ってまいりました。また、持続可能な社会の実現に向けたESG経営を推進していくことにより、企業価値の更なる向上を目指しております。主な施策としては、①福祉用具貸与事業への経営資源集中による事業拡大（メディカルサービス事業）、②時代のニーズに合った商品展開による利益率の向上（インテリア健康事業）、③継続的な企業成長を支える経営基盤の強化に取り組んでまいりました。

当期におきましては、メディカルサービス事業は主力の福祉用具貸与事業において、コロナ禍収束に伴う在宅から医療機関などへの入院などの増加や、物流の2024年問題への対応が迫られる中、配送力不足が顕在化してきたことなどによりレンタル売上が伸び悩んだことと、インテリア健康事業においては、物価上昇やコロナ禍収束後の消費行動の変化により家具店への来店客数が減少した結果、当社グループの経営成績は、売上高は591億5千1百万円（前期比0.9%増）となりました。

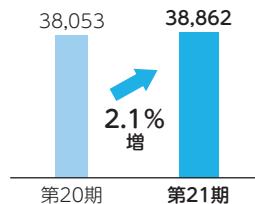
利益面では、メディカルサービス事業においてレンタル資産を効率的に運用した結果、レンタル原価が低減したことなどにより、営業利益は45億8千7百万円（前期比2.3%増）、経常利益は46億5千7百万円（前期比3.8%増）となりました。また、投資有価証券売却益などを含む特別利益2億2千2百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は31億3千4百万円（前期比15.9%増）となりました。

各セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

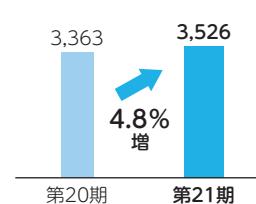
## メディカルサービス事業



### 売上高 (単位:百万円)



### 経常利益 (単位:百万円)



メディカルサービス事業は、主力の福祉用具貸与事業において、継続的なレンタル契約拡大に向けた営業員やメンテナンス人員の採用により、競争力の強化を図るとともに、医療やリハビリ分野などを含めた様々な展示会に出展し、多くの専門職や一般の利用者に商品を体験いただき、レンタル契約の拡大に注力いたしました。

新商品では、福祉用具貸与事業者向けの一人で納品と組立てが可能な在宅介護ベッド「RaKuDa (らくだ)」や、寝心地にこだわった介護用スプリングマットレス「サイクリンマットレス」などを開発し、市場からの一定の評価を得ることができました。

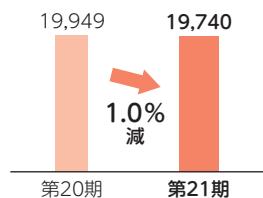
病院・施設向け販売に関しましては、働き方改革や医療介護人材不足の解消が喫緊の課題となる中、医療・介護DXに係る「見守りセンサーM-2搭載ベッド」や「眠り解析センサーM-sleep Bio」など、省人化、生産性向上に資する商品の販売に注力いたしました。

この結果セグメント全体では、前期比増収増益となりました。

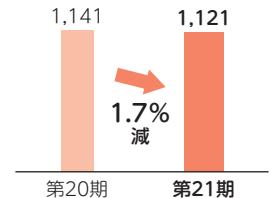
## インテリア健康事業



### 売上高 (単位:百万円)



### 経常利益 (単位:百万円)



インテリア健康事業においては、家具店への来店客数が減少する中、自社ショールームを中心に電動ベッドシリーズや上位モデルマットレスなどの高機能、高価格帯商品の販売に注力いたしました。

近年、国内の家具専門店の減少が続く中、当社グループ商品を展示する場を増やすべく、「ベッド&ソファ スタジオ千歳」を2024年1月にリニューアルオープンし、「鹿児島ショールーム」を2024年2月に、「PRスタジオ豊田」を2024年3月に、それぞれ新設いたしました。

ホテル部門においては、国内旅行者やインバウンド需要の回復に伴い、ホテルへの設備投資が活発化する中、エコマーク認定商品などの販売が好調に推移しましたが、セグメント全体では、前期比減収減益となりました。

企業集団の連結業績の状況と各セグメントの主な事業の概要と子会社及び関連会社

当連結会計年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

	報告セグメント			そ の 他	合 計	調 整 額	連 結 損益計算書 計 上 額
	メディカル サービス	インテリア 健康	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	38,862	19,740	58,603	548	59,151	－	59,151
セグメント間の 内部売上高 又は振替高	6	270	277	7	285	△285	－
計	38,869	20,011	58,881	555	59,437	△285	59,151
セグメント利益	3,526	1,121	4,647	3	4,650	6	4,657

各セグメントの主な事業の概要と子会社及び関連会社

セグメントの名称	主 な 事 業 の 概 要	子 会 社 及 び 関 連 会 社
メディカルサービス	医療・介護用ベッド、福祉用具の製造、仕入、レンタル、小売及び卸売、病院・ホテル等のリネンサプライ等	フランスベッド株式会社 株式会社翼 カシダス株式会社 株式会社ホームケアサービス山口 江蘇芙蘭舒床有限公司 フランスベッドメディカルサービス株式会社 株式会社ミストラルサービス
インテリア健康	ベッド・家具類・寝装品・健康機器等の製造、仕入及び卸売、戸別訪問販売、広告・展示会場設営	フランスベッド株式会社 フランスベッド販売株式会社 株式会社エフビー友の会 東京ベッド株式会社 フランスベッドファニチャー株式会社 江蘇芙蘭舒床有限公司
そ の 他	不動産賃貸等	フランスベッド株式会社 フランスベッド販売株式会社

(注) 1. 株式会社エフビー友の会は、連結子会社であるフランスベッド販売株式会社の子会社で、同社が販売する商品の前払式特定取引契約を締結する友の会会員を募集し、当該会員に対する商品の販売斡旋を行っております。

2. 持分法適用会社：株式会社ミストラルサービス

3. 非連結子会社及び持分法非適用会社：江蘇芙蘭舒床有限公司、フランスベッドメディカルサービス株式会社

江蘇芙蘭舒床有限公司及びフランスベッドメディカルサービス株式会社は小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲及び持分法の適用対象から除外しております。

## (2) 対処すべき課題

当社グループは、2021年4月から2024年3月までの中期経営計画達成状況を踏まえ、2024年度より始まる新たな中期経営計画を策定し、2024年5月に公表いたしました。前中期経営計画において、M&Aなどにより事業を拡大した主力のメディカルサービス事業については、引き続き、経営資源を重点投入することで、当事業の主力事業である福祉用具貸与事業を深化させてまいります。

具体的には、後期高齢者が大きく増加する都市部において、営業員の増員や営業所の新規出店並びにM&Aなどを行うとともに、高齢者が広域に分布する地方においては、介護ベッドなどの卸取引に注力することで、福祉用具貸与事業者として国内シェアNo. 1の地位を確立してまいります。また、事業拡大を支えるインフラの整備として、レンタル資産の投下や倉庫・メンテナンス機能を有するサービスセンターの増強を継続的に行うとともに、AI活用による配送ルート最適化や営業サポート体制の強化などのDX推進により労働生産性を向上させ営業効率を高めてまいります。

インテリア健康事業においては、独自の機能を持ち付加価値の高い、中・高価格帯商品並びに環境に配慮した商品の開発に注力するとともに、国内で培った当社グループのノウハウを活かし、ベトナムをはじめとする海外事業への展開を進めてまいります。

さらに、当社グループの強みであるレンタルサービスを当社グループの全事業に拡大することで、レンタル売上高比率を高め、持続可能な社会の実現に向けたサステナビリティ経営を進めてまいります。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました企業集団の設備投資の総額は49億5百万円であり、その主な内容は、フランスベッド株式会社のメディカルサービス事業のレンタル用の資産（ベッド・車いす等）及び北海道千歳市に建設した千歳新社屋に対する投資であります。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達は、2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を50億円発行したほか、銀行借入及びリースバックにより行いました。

(5) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,100
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	900
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	500
株 式 会 社 り そ な 銀 行	370
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	300
株 式 会 社 西 日 本 シ テ イ 銀 行	230
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	200
株 式 会 社 佐 賀 銀 行	200
株 式 会 社 静 岡 銀 行	100
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	70

百万円

(6) 財産及び損益の状況

区 分	2021年3月期 (第18期)	2022年3月期 (第19期)	2023年3月期 (第20期)	2024年3月期 (当連結会計年度) (第21期)
売上高(百万円)	52,430	54,398	58,578	59,151
経常利益(百万円)	3,451	3,959	4,485	4,657
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	2,295	2,557	2,702	3,134
1株当たり当期純利益 (円)	59.87	69.35	74.80	87.28
総資産(百万円)	62,217	64,298	64,679	68,575
純資産(百万円)	37,412	37,540	38,124	38,211
1株当たり純資産額 (円)	998.31	1,030.11	1,058.41	1,106.37

売上高

(単位:百万円)



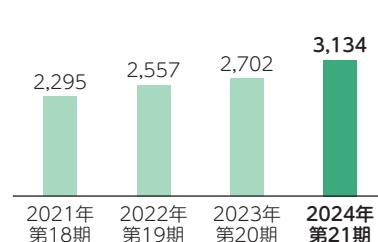
経常利益

(単位:百万円)



親会社株主に帰属する  
当期純利益

(単位:百万円)



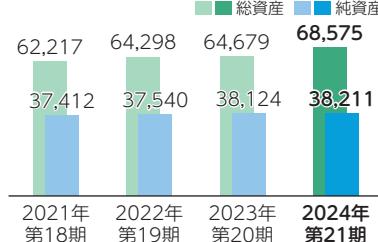
1株当たり当期純利益

(単位:円)



総資産 純資産

(単位:百万円)



1株当たり純資産額

(単位:円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式の総数により、また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式の総数により算出したしております。なお、発行済株式の総数については自己株式数を除いております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
フ ラ ン ス ベ ッ ド 株 式 会 社	百万円 5,604	100.0 %	医療・介護用ベッド、福祉用具、ベッド・家具類・寝装品・健康機器等の製造、仕入、レンタル、小売及び卸売、病院・ホテル等のリネンサプライ
フランスベッドファニチャー株式会社	百万円 50	(100.0)	ベッド・家具類の製造
フランスベッド販売株式会社	百万円 10	(100.0)	ベッド・家具類・寝装品・装身具・健康機器等の販売、店舗設計
株式会社エフビー友の会	百万円 100	(100.0)	商品の販売斡旋
東京ベッド株式会社	百万円 50	(100.0)	ベッド・家具類・寝装品等の製造及び販売
株式会社 翼	百万円 30	(100.0)	福祉用具の販売及びレンタル
カシダス株式会社	百万円 20	(100.0)	福祉用具の販売及びレンタル
株式会社ホームケアサービス山口	百万円 77	(100.0)	福祉用具の販売及びレンタル、特定施設入居者生活介護事業
江蘇芙蘭舒床有限公司	百万人民币 21	90.0	医療・介護用ベッド、福祉用具、ベッド・家具類・寝装品、健康機器等の製造・販売及び輸出入
フランスベッドメディカルサービス株式会社	百万円 10	(100.0)	介護福祉機器の保守メンテナンス管理及び商品保管・在庫管理の業務受託代行

(注) 1. 「当社の出資比率」の( )は、間接所有であります。

2. フランスベッドファニチャー株式会社、フランスベッド販売株式会社、東京ベッド株式会社、株式会社翼、カシダス株式会社、株式会社ホームケアサービス山口及びフランスベッドメディカルサービス株式会社は、フランスベッド株式会社の100%出資子会社であります。
3. 株式会社エフビー友の会は、フランスベッド販売株式会社の100%出資子会社であります。
4. 江蘇芙蘭舒床有限公司及びフランスベッドメディカルサービス株式会社は、小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲及び持分法の適用対象から除外しております。

## ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
フランスベッド株式会社	東京都昭島市中神町1148番地5	42,943百万円	62,950百万円

## (8) 組織再編行為等の状況

- ① 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ② 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ③ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (9) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社は、メディカルサービス事業及びインテリア健康事業等を営む事業会社の株式を保有することにより当該会社の事業活動の支配・管理をしております。

なお、企業集団の主要なセグメントにつきましては、前記「企業集団の連結業績の状況と各セグメントの主な事業の概要と子会社及び関連会社」に記載いたしております。

(10) 主要な拠点等 (2024年3月31日現在)

① 当社  
本社 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号

② 子会社等

会 社 名	主 要 拠 点 等
フランスベッド株式会社	本 社 (東京都新宿区) 工 場 数 : 5工場 営 業 所 数 : 131営業所 店 舗 数 : 8店舗 シ ョ ー ル ル ー ム 数 : 32ショールーム
フランスベッドファニチャー株式会社	本社工場 (佐賀県三養基郡上峰町)・東北工場 (福島県白河市)
フランスベッド販売株式会社	本 社 (東京都調布市)
株式会社エフビー友の会	本 社 (東京都調布市)
東京ベッド株式会社	本 社 (東京都港区)・千葉工場 (千葉県柏市)
株 式 会 社 翼	本 社 (香川県高松市)
カシダス株式会社	本 社 (東京都新宿区)
株式会社ホームケアサービス山口	本 社 (山口県下関市)
江蘇芙蘭舒床有限公司	本 社 (中華人民共和国江蘇省南通市)
フランスベッドメディカルサービス株式会社	本 社 (東京都新宿区)

(注) 1. フランスベッド株式会社の登記上の本店所在地は東京都昭島市であります。

2. 江蘇芙蘭舒床有限公司及びフランスベッドメディカルサービス株式会社は、小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲及び持分法の適用対象から除外しております。

## (11) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,783名	2名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。また、正規従業員のみで、臨時従業員は含んでおりません。  
2. セグメント別の内訳

セグメントの名称	従業員数
メディカルサービス	1,221名
インテリア健康	506
全社(共通)	56
合計	1,783

(注) 「全社(共通)」は、当社の従業員であります。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
56名	2名減	44.9歳	19.2年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. 当社の従業員は、フランスベッド株式会社からの出向者であり、平均勤続年数は、子会社からの通算であります。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 170,000,000株
- ② 発行済株式の総数 38,397,500株
- ③ 株主数 37,707名（前事業年度末比4,609名増）
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
池 田 茂	5,527	16.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,394	6.9
有 限 会 社 し げ る 不 動 産	2,110	6.1
早 崎 静 子	1,256	3.6
渡 部 恵 美 子	1,249	3.6
永 井 美 代 子	1,210	3.5
東京海上日動火災保険株式会社	1,078	3.1
フ ラ ン ス ベ ッ ド 取 引 先 持 株 会	806	2.3
池 田 一 実	564	1.6
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	523	1.5

- (注) 1. 当社は、自己株式3,859,837株を保有いたしておりますが、上記の大株主からは除外いたしております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤当連結会計年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	株	名
取締役（監査等委員であるもの及び社外役員を除く）	16,200	1
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る）	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告40頁「2. (4) ② 取締役の報酬等の額」に記載しております。

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年5月15日開催の取締役会の決議に基づき、2023年5月31日付で3,000,000株の自己株式を消却いたしました。

また、当社は、2024年2月27日開催の取締役会の決議に基づき、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

ア. 取得対象株式の種類	当社普通株式
イ. 取得した株式の総数	1,498,100株
ウ. 取得価額	1,999,963,500円
エ. 取得日	2024年2月28日
オ. 取得理由	株主還元の実現及び資本効率の向上を図るとともに、新株予約権付社債の発行に伴う当社株式需給への短期的な影響の緩和、発行条件の改善を図るため。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等の状況

2024年2月27日開催の取締役会決議に基づき発行した2029年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通株式</li> <li>・新株予約権の行使請求に係る社債の金額の総額を転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</li> </ul>
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とする。</li> <li>・転換価額 1,402円</li> </ul>
新株予約権の行使期間	2024年3月28日から2029年2月28日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。</li> <li>・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額で減じた額とする。</li> </ul>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。

(4) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2024年 3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	池 田 茂	経営全般 監 査 秘 書	フランスベッド株式会社代表取締役社長 江蘇芙蘭舒床有限公司董事長 公益財団法人フランスベッド・ホームケア財団 代表理事理事長
代表取締役副社長	池 田 一 実	経営企画	フランスベッド株式会社代表取締役副社長執行役員 東京ベッド株式会社取締役 江蘇芙蘭舒床有限公司董事
取 締 役	桑 田 龍 弘	経営企画	フランスベッド株式会社取締役専務執行役員 東京ベッド株式会社取締役
取 締 役	吉 野 与 四 郎	経営企画	フランスベッド株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	長 田 明 彦	経 理 / 総 務	フランスベッド株式会社取締役執行役員 カシダス株式会社監査役 江蘇芙蘭舒床有限公司監事
取締役 (監査等委員・常勤)	木 村 昭 仁	—	フランスベッド株式会社監査役 株式会社翼監査役 フランスベッドメディカルサービス株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	中 村 秀 一	—	一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院教授 株式会社メディカルシステムネットワーク取締役
取締役 (監査等委員)	渡 邊 敏	—	弁護士、弁理士 渡辺特許法律事務所所長 学校法人多摩美術大学理事
取締役 (監査等委員)	山 下 視 希 夫	—	フランスベッド株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	大 塚 則 子	—	公認会計士 大塚則子公認会計士事務所所長 監査法人フロンティアパートナークラウドパートナー 公益財団法人スポーツヒューマンキャピタル監事 合同会社ノル総合研究所代表取締役社長 一般社団法人大学スポーツ協会監事 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ監事 公益財団法人日本バドミントン協会理事

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 中村秀一氏、渡邊敏氏、山下視希夫氏及び大塚則子氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 大塚則子氏は、公認会計士として、また木村昭仁氏は、金融機関における勤務経験により財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役 (監査等委員) 大塚則子氏は、2024年 3月27日付で武蔵塗料株式会社の監査役を退任いたしました。

4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査、監督機能を強化するために木村昭仁氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役（監査等委員）中村秀一氏、渡邊敏氏、山下視希夫氏及び大塚則子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の種類別の総額				合 計
		月 例 報 酬	業 績 連 動 金 銭 報 酬	中 期 業 績 連 動 株 式 報 酬	長 期 業 績 連 動 株 式 報 酬	
取 締 役 (監査等委員を除く)	5	126,600	71,930	7,904	4,656	211,090
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	5	41,400	(-)	(-)	(-)	41,400
(うち社外取締役)	(4)	(31,200)	(-)	(-)	(-)	(31,200)
合 計	10	168,000	71,930	7,904	4,656	252,490
(うち社外取締役)	(4)	(31,200)	(-)	(-)	(-)	(31,200)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の「中期業績連動株式報酬」及び「長期業績連動株式報酬」の額は、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額であります。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2017年6月23日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止しております。これに伴い、重任する監査等委員でない取締役に対し、退任時に役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する退職慰労金打ち切り支給をすることを決議いただいております。なお、当事業年度における役員退職慰労金の支給実績はありません。

ハ. 業績連動報酬に関する事項

業績連動金銭報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めること、ならびに会社業績に対する個々の業務執行取締役の貢献度が適切に反映されるよう、業績への連動性が高い、業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、その額については、連結経常利益の前期比増減や、それに応じた配当等の株主還元の前期比増減状況等を勘案して支給総額を決定し、役員個々の業績への寄与度等に応じてそれを分配することで個人別の支給額が決定されます。なお、当事業年度の業績等に基づいた支給総額は前期比93.4%となっております。

二. 非金銭報酬等の内容

株式報酬（非金銭報酬）は、業務執行取締役が株主との利益を共有化し、中・長期的な企業価値の向上に対するインセンティブを高めていくために、譲渡制限付の当社株式（新株または自己株式）とし、当該株式報酬は、一定期間継続して当社の業務執行取締役を務めることを条件とする「長期業績連動株式報酬」と、当該条件に加えて取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図るべく、中期経営計画に掲げた株価との連動性が高い連結自己資本利益率（連結ROE）その他の当社の取締役会が予め設定した業績目標達成度を条件とする「中期業績連動株式報酬」の2種類としております。

譲渡制限付株式を付与するため、付与対象業務執行取締役に対して、3年間から6年間までの間で取締役会が予め定める譲渡制限期間にわたる、各取締役の役位等に応じた職務執行の対価に相当する金銭報酬債権を初年度に一括支給し、取締役はその全てを現物出資財産として払い込むこととしております。

この場合の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において取締役会で決定され、これにより個々に付与される株式の数も決定することとしております。

ホ. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第14期定時株主総会において、年額220百万円以内と決議いただいております。また、それとは別枠で、2017年6月23日開催の第14期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬限度額を年額100百万円以内とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、5名です。

取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第13期定時株主総会において、年額70百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名です。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、役位だけでなく、職務内容に応じて会社業績に対する個々の貢献度が反映される、業績への連動性が高い報酬制度とするとともに、個々の業務執行取締役の報酬の決定に際しては、取締役が当社の中長期的な企業価値向上に向けてその実力を最大限に発揮しうるような適正な水準とすることを基本方針としています。当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、この基本方針を、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容についての決定方針とする旨、決議しております。

監査等委員でない取締役の個人報酬等の内容の決定に当たっては、社外取締役4名を含む6名の取締役で構成される指名報酬委員会が、取締役会から諮問された内容について上記決定方針に従って報酬決定の透明性・公平性を確保した上で審議し、答申を行います。取締役会はこのように審議された指名報酬委員会の答申を尊重して個人別報酬等の内容を決定しており、その決定内容は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員の協議により決定しております。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役（監査等委員を除く）の個人別の基本報酬の額及び業績連動金銭報酬の評価配分については、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼社長池田茂にその具体的内容を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役（監査等委員を除く）の担当部門について評価を行うには代表取締役会長兼社長が適していると判断したためであります。なお、代表取締役会長兼社長池田茂が当事業年度に係る当該委任を受けた内容を決定した日における担当は、経営全般・監査・秘書であります。

取締役会は、当該権限が代表取締役会長兼社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し、助言・提言を受けるものとし、委任を受けた代表取締役会長兼社長は、指名報酬委員会の取締役会への助言・提言の内容を尊重し決定をしなければならないこととしております。

なお、株式報酬は、指名報酬委員会の助言・提言を踏まえ、取締役会で業務執行取締役個人別の割当株式数を決定いたします。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社と当該他の法人等との関係
中村 秀一	一般社団法人医療介護福祉政策研究フォーラム理事長 学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学大学院教授 株式会社メディカルシステムネットワーク取締役	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
渡邊 敏	渡辺特許法律事務所所長 学校法人多摩美術大学理事	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。
山下 視希夫	フランスベッド株式会社監査役	当社子会社
大塚 則子	大塚則子公認会計士事務所所長 監査法人フロンティアパートナークラウドパートナー 公益財団法人スポーツヒューマンキャピタル監事 合同会社ノル総合研究所代表取締役社長 一般社団法人大学スポーツ協会監事 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ監事 公益財団法人日本バドミントン協会理事	特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。 特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
中村 秀一	当事業年度開催の取締役会17回全てに、監査等委員会15回全てに出席し、長年にわたり医療、介護・福祉等に関する厚生労働行政に従事されたことで培われた豊富な経験と幅広い見識から、特にメディカルサービス事業やその業務執行に関する議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
渡邊 敏	当事業年度開催の取締役会17回全てに、監査等委員会15回全てに出席し、長年にわたる弁護士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社のコンプライアンス体制の強化とともに議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
山下 視希夫	当事業年度開催の取締役会17回全てに、監査等委員会15回全てに出席し、長年にわたる上場会社の経営に携われたことで培われた豊富な経験と幅広い見識から、特にインテリア健康事業やその業務執行に関する議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
大塚 則子	2023年6月23日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回全てに、監査等委員会12回全てに出席し、長年にわたる公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から、特に財務及び会計の観点で議案審議等の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問、助言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。

(注) 当社は、取締役（監査等委員）中村秀一氏、渡邊敏氏、山下視希夫氏及び大塚則子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 八、子会社からの役員報酬等の総額

当事業年度において、社外取締役（監査等委員）1名が、当社の連結子会社であるフランスベッド株式会社から受けた役員報酬等の総額は1,200千円であります。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役4名全員は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結いたしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたしております。

#### ⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社特定完全子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員及び退任役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結いたしております。保険料は全額当社が負担いたしており、被保険者による保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされております。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

**(5) 会計監査人の状況**

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	57,700千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74,000千円

- (注) 1. 当社及び当社の子会社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載いたしております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前年度の監査実績、会計監査の職務遂行状況の相当性及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意をいたしました。

**③ 非監査業務の内容**

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、英文コンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

**④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員会で審議の上、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

**⑤ 責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

**(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主価値を最大化していくために、株主に対する利益還元を最重要課題の一つと位置付けており、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。

この基本方針並びに業績、経営環境及び財務体質の強化の必要性などを総合的に勘案したうえ、当事業年度の期末配当につきましては、業績が堅調に推移し前期比増収増益を達成できたことから、前期末配当より2円増配し1株当たり22円、中間配当17円を含めて年間39円を予定しております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>37,184</b>	<b>流動負債</b>	<b>15,144</b>
現金及び預金	10,702	支払手形及び買掛金	2,844
受取手形	488	電子記録債権	2,002
売掛金	9,452	短期借入金	2,070
電子記録債権	1,066	1年内返済予定の長期借入金	290
有価証券	6,000	リース債務	2,540
商品及び製品	5,960	未払法人税等	479
仕掛品	380	未払消費税等	235
原材料及び貯蔵品	2,095	契約負債	234
その他	1,078	賞与引当金	1,567
貸倒引当金	△40	役員賞与引当金	17
<b>固定資産</b>	<b>31,336</b>	その他	2,863
<b>有形固定資産</b>	<b>20,870</b>	<b>固定負債</b>	<b>15,219</b>
賃貸用資産	1,659	社債	1,500
建物及び構築物	6,566	転換社債型新株予約権付社債	5,049
機械装置及び運搬用具	1,250	長期借入金	4,810
工具、器具及び備品	436	リース債務	2,064
土地	7,211	繰延税金負債	22
リース資産	3,637	役員退職慰労引当金	149
建設仮勘定	108	偶発損失引当金	8
<b>無形固定資産</b>	<b>1,736</b>	退職給付に係る負債	446
のれん	691	資産除去債務	360
リース資産	358	その他	808
ソフトウェア	665	<b>負債合計</b>	<b>30,363</b>
その他	20	<b>純資産の部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,730</b>	<b>株主資本</b>	<b>36,584</b>
投資有価証券	535	資本金	3,000
長期貸付金	62	利益剰余金	37,755
繰延税金資産	1,639	自己株式	△4,170
退職給付に係る資産	5,437	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,626</b>
その他	1,137	その他有価証券評価差額金	△20
貸倒引当金	△82	繰延ヘッジ損益	37
<b>繰延資産</b>	<b>53</b>	退職給付に係る調整累計額	1,609
社債発行費	53	<b>純資産合計</b>	<b>38,211</b>
<b>資産合計</b>	<b>68,575</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>68,575</b>

# 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目						金額	
売	上	原	高				59,151
売	上	原	高				27,261
売	上	総	利	益			31,889
販	売	費	及	一	般	管	27,302
販	売	費	及	一	般	管	27,302
営	業	業	利	益			4,587
営	業	外	収	益			
受	取	取	利	息		8	
受	取	取	利	金		12	
持	分	法	配	当		34	
受	取	取	る	資		40	
そ			補	債		136	233
営	業	外	費	用			
支	支	払	利	息		83	
支	支	払	補	費		36	
そ			の	他		42	163
経	常		利	益			4,657
特	別	利	益				
固	定	資	産	売	却	8	
投	資	有	証	券	売	214	222
特	別	損	失				
固	定	資	産	除	却	170	
投	資	有	証	券	評	0	171
税	金	等	調	整	前		4,708
法	人	税	、	住	民	税	
法	人	税	等	調	整	額	
法	人	税	等	調	整	額	1,284
法	人	税	等	調	整	額	289
当	期	純	利	益			3,134
親	会	社	株	主	に	帰	3,134
親	会	社	株	主	に	帰	3,134

(注) 連結貸借対照表及び連結損益計算書は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,632</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,619</b>
現金及び預金	8,086	短期借入金	2,070
有価証券	6,000	未払金	7
前払費用	29	未払費用	212
関係会社短期貸付金	4,770	未払法人税等	56
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	6	関係会社預り金	17,172
その他	470	賞与引当金	62
<b>固定資産</b>	<b>43,534</b>	その他	37
<b>有形固定資産</b>	<b>58</b>	<b>固定負債</b>	<b>9,320</b>
建物	32	社債	1,500
車両運搬具	15	転換社債型新株予約権付社債	5,049
工具、器具及び備品	9	長期借入金	2,600
<b>無形固定資産</b>	<b>0</b>	その他	170
ソフトウェア	0	<b>負債合計</b>	<b>28,939</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>43,475</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	123	<b>株主資本</b>	<b>34,036</b>
関係会社株式	42,943	資本金	3,000
その他の関係会社有価証券	227	資本剰余金	30,283
関係会社長期貸付金	15	資本準備金	750
長期前払費用	17	その他資本剰余金	29,533
繰延税金資産	102	<b>利益剰余金</b>	<b>4,923</b>
その他	46	その他利益剰余金	4,923
<b>繰延資産</b>	<b>53</b>	繰越利益剰余金	4,923
社債発行費	53	<b>自己株式</b>	<b>△4,170</b>
<b>資産合計</b>	<b>62,950</b>	評価・換算差額等	△25
		その他有価証券評価差額金	△25
		<b>純資産合計</b>	<b>34,011</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>62,950</b>

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目					金額	
営	業	収	益			2,810
一	般	管	理	費		1,502
営	業	利	益			1,307
営	業	外	収	益		
	受	取	利	息	28	
	有	価	証	券	利	息
	そ		の	他	12	48
営	業	外	費	用		
	支	払	利	息	30	
	社	債	利	息	1	
	社	債	発	行	費	償
	そ		の	他	4	45
経	常	利	益			1,310
税	引	前	当	期	純	利
法	人	税	、	住	民	税
法	人	税	等	調	整	額
					115	
					0	115
当	期	純	利	益		1,194

(注) 貸借対照表及び損益計算書は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

フランスベッドホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大中康宏  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 豊泉匡範

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フランスベッドホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フランスベッドホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

**独立監査人の監査報告書**

2024年5月13日

フランスベッドホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大中康宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	豊泉匡範

**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フランスベッドホールディングス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

フランスベッドホールディングス株式会社  
監査等委員会

常勤監査等委員 木村 昭仁 印

監査等委員 中村 秀一 印

監査等委員 渡邊 敏 印

監査等委員 山下 視希夫 印

監査等委員 大塚 則子 印

(注) 監査等委員中村秀一、渡邊敏、山下視希夫及び大塚則子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

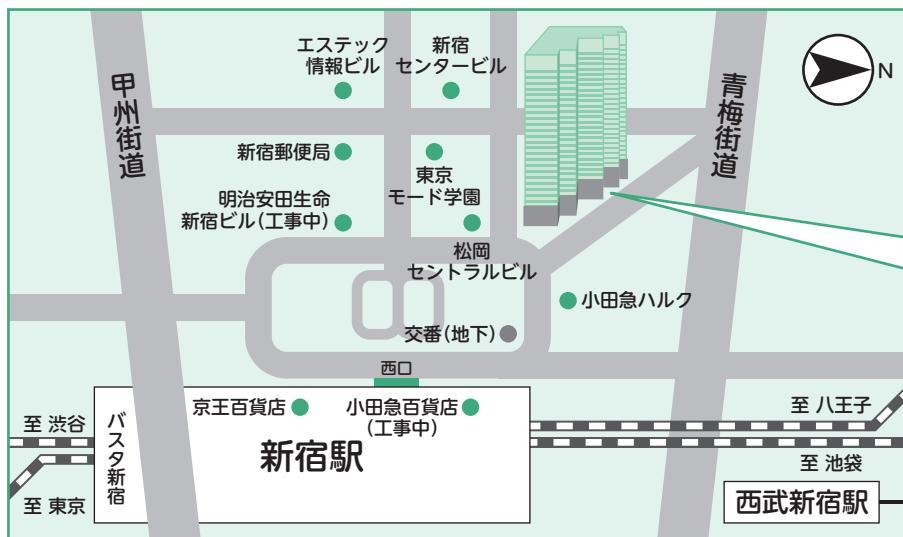
東京都新宿区西新宿一丁目6番1号

**新宿エルタワー30階 サンスカイルーム**

### 交通のご案内

**新宿駅**（JR線・小田急線・京王線・東京メトロ丸ノ内線・都営新宿線）より徒歩5分

**西武新宿駅**（西武新宿線）より徒歩10分



新宿エルタワー

- ・ 駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。